

議案第28号

守口市吏員退隠料条例等を廃止する条例案

守口市吏員退隠料条例等を廃止する条例を、次のように制定する。

平成27年6月19日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市吏員退隠料条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 守口市吏員退隠料条例（昭和21年守口市条例第10号）
- (2) 吏員遺族扶助料条例（昭和21年守口市条例第11号）
- (3) 大阪府市町村職員恩給組合の退職（遺族）年金給付事務承継に関する条例（昭和32年守口市条例第21号）
- (4) 大阪府都市職員共済組合の給付事務承継に関する条例（昭和42年守口市条例第1号）
- (5) 守口市吏員退隠料条例及び吏員遺族扶助料条例の適用を受ける職員の在職年数の特例に関する条例（昭和45年守口市条例第42号）
- (6) 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例（昭和45年守口市条例第43号）
- (7) 昭和56年度以後における退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和57年守口市条例第3号）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。